大阪府医療人キャリアセンター　シミュレータ貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、府内で勤務する医師等の医療技術向上に資するため、シミュレータの貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第２条　貸出しを行うシミュレータは、大阪府医療人キャリアセンター（以下「キャリアセンター」という。）が所有するもののうち別表のとおりとする。

（貸出対象者等）

第３条　シミュレータの貸出し対象は、次の各号のいずれかに該当するイベント等を実施する者とする。

⑴ キャリアセンター登録会員の医療技術向上のために実施されるもの

⑵ キャリアセンター運営協議会委員等や協力施設が関与し、キャリアセンター登録会員の確保につながると認められるもの

⑶その他センター長が特に認めるもの

（貸出期間）

第４条　シミュレータの貸出期間は、14 日間を限度とする。

ただし、キャリアセンター長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（貸出申請）

第５条　シミュレータの貸出しを希望する者は、貸出しを受けようとする日までに、「大阪府医療人キャリアセンター　シミュレータ貸出申請書」（様式第１号）によりキャリアセンターに申請しなければならない。

（貸出の承認）

第６条　キャリアセンター長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの可否を判断するものとする。

（貸出期間中の管理）

第７条　前条により貸出しの承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、シミュレータを良好な状態で管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴ シミュレータは取扱説明書により適切に使用すること。

⑵ シミュレータを目的外に使用しないこと。

⑶ シミュレータを処分、転貸し又は譲渡しないこと。

（経費負担）

第８条　シミュレータの貸出し及び次の経費は無償とする。

⑴キャリアセンターから借受者の指定する場所への送付に係る経費

⑵ シミュレータに付属する消耗品に係る経費

２　シミュレーターの返却に係る経費及び貸出しを受けている期間における維持管理等に要する経費や付属する以上に必要となる消耗品に要する経費は、借受者の負担とする。

（返却）

第９条　借受者は、貸出希望期間の末日までに、「大阪府医療人キャリアセンター　シミュレータ使用報告書」（様式第２号）を添付し、シミュレータを返却するものとする。

（破損・紛失等）

第１０条　借受者は、シミュレータを破損または紛失等したときは、「大阪府医療人キャリアセンターシミュレータ破損等報告書」（様式第３号）を提出しなければならない。

（損害賠償）

第１１条 借受者が故意または重大な過失により借り受けたシミュレータを破損または紛失した場合は、借受者は原状回復又は相当と認める金額を賠償しなければならない。

２　貸出期間中にシミュレータに起因する事故は、キャリアセンターの責に帰する事由を除き、借受者がその責任を負わなければならない。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、キャリアセンター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２７年２月　１日から施行する。

（別表）

シミュレータ名	メーカー名	数量
M50B　採血静注シミュレータ　シンジョーⅡ	京都科学	1
M91　手背の静脈注射シミュレータ　A セット	京都科学	6
高機能患者シミュレータ ECS	METI	1
腰椎穿刺・硬膜外トレーナー	日本ライトサービス	1
US-5　外傷・救急用超音波診断トレーニングファントム	宮野医療器	2
リトルジュニア（小児心配蘇生法トレーニングマネキン）	レールダルメディカルジャパン	2
M54 PROMPT　分娩介助教育トレーナー（スタンダード）E タイプ	日本ライトサービス	3
Keele & Staffs　会陰切開修復トレーナー	京都科学	2